

福岡県公報

令和六年一月三十日
第四百六十七号
増刊 ①

目次

告示 示(第六十二号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) ……………一

告示

福岡県告示第六十二号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

博多県税事務所		福岡空港警察署	福岡空港支店
		福岡空港警察署	福岡空港支店
		福岡空港支店	博多駅東支店

に、

を

附則

この告示は、令和六年三月二十五日から施行する。

博多県税事務所 消費生活センター		東警察署	県庁内支店
消費生活センター		東警察署	県庁内支店
		東警察署	県庁内支店

に改める。

を